

各指定地域密着型（介護予防）サービス事業者 様
各指定居宅介護支援事業者 様
各介護予防・日常生活支援総合事業 サービス事業者 様

海南市くらし部高齢介護課長
(公 印 省 略)

高齢者施設等における新型コロナウイルス感染症の対応について（周知徹底）

平素より本市高齢者福祉行政の推進に対し、格別のご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

また、新型コロナウイルスの感染防止対策の適切な実施について、感謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染拡大を受け、全国 11 都府県に発令中の緊急事態宣言について、先般、栃木県を除く 10 都府県で延長することが決定されました。

一方県内においては、入院中の方が 83 名（2 月 2 日 13 時時点）、さらに先般、和歌山市内の有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅において、集団感染が確認されるなど、今後も状況によっては、更なる感染拡大（集団感染）と医療機関の負担増が危惧される状況となっています。また、医療従事者や福祉事業所の職員が、症状があるにも関わらず出勤して感染が拡大する事例も発生しています。

高齢者施設・事業所の施設長・管理者におかれましては、事業所内に感染を絶対持ち込まないよう、「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その 2）（一部改正）」（令和 2 年 10 月 15 日付厚生労働省事務連絡）等で示された留意点について、再度、徹底していただきますようお願いいたします。

また、高齢者施設等における新型コロナウイルス感染症への対応等について、厚生労働省から下記のとおり通知がありましたので、内容について了知いただくとともに、適切に対応いただきますようお願いいたします。

また、和歌山県部落差別の解消の推進に関する条例及び和歌山県新型コロナウイルス感染症に係る誹謗中傷等対策に関する条例のリーフレット（和歌山県作成）を添付いたしますので、職員に周知いただくとともに、施設等における研修にご活用いただきますようお願いいたします。

記

1 高齢者施設・事業所の皆さまに、再度徹底いただきたい事項

- ・ 高齢者施設・事業所におかれては、手洗い、消毒、マスク着用等基本的な感染予防対策、毎朝の自宅での検温及び出勤時の検温等健康管理を確実に実施されるようお願いいたします。
- ・ 発熱や咳、味覚・嗅覚異常などの体調不良がある場合は、早い目に医療機関を受診するとともに、通勤、通学はせず、外出も控えるようお願いいたします。なお、前日に同様の症状があった場合、当日に症状が消失していても、通勤、通学は無理をしないようお願いいたします。また、家族内に同様の症状がある場合も、通勤、通学はしないようお願いいたします。
- ・ 高齢者施設・事業所の送迎に当たっては、送迎車に乗る前に、利用者・家族又は職員が利用者の体温を計測するとともに、職員が利用者の家族の健康状態の確認も行い、発熱や体調不良が認められる場合は、

サービスの利用を断る等の取扱いをされるようお願いします。

2 厚生労働省等からの通知（新型コロナウイルス感染症関係）

(1) 高齢者施設等への検査の再徹底等について（要請）（令和2年12月25日付け厚生労働省事務連絡）

3 厚生労働省等からの通知等（新型コロナウイルス感染症以外関係）

(1) 和歌山県部落差別の解消の推進に関する条例（リーフレット）（改正：令和2年12月24日）

※下記 URL からダウンロードして、研修資料等にご活用ください。

<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/021400/d00203694.html>

(2) 和歌山県新型コロナウイルス感染症に係る誹謗中傷等対策に関する条例（リーフレット）（公布・施行：令和2年12月24日）

※下記 URL からダウンロードして、研修資料等にご活用ください。

<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/021400/d00206062.html>

海南市役所 高齢介護課 指定・指導係 抜井・山野井 642-8501 海南市南赤坂11番地 Tel 073-483-8764 Fax 073-483-8769 Email korei@city.kainan.lg.jp
--

事務連絡
令和2年12月25日

各

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症
対策推進本部

高齢者施設等への検査の再徹底等について（要請）

新型コロナウイルスの感染状況については、全国の新規感染者数は過去最多の水準が続いており、これまで大きな感染が見られなかった地域でも新たに感染拡大の動きが見られるなど全国的な感染拡大も懸念されるところです。また、新規感染者のうち高齢者の数も多くなっており、これに伴う入院者、重症者の増加により、医療提供体制や公衆衛生体制への負荷も増大している状況にあります。

新型コロナウイルス感染症に関する高齢者施設等への検査については、これまでも「高齢者施設等への重点的な検査の徹底について（要請）」（令和2年11月19日付け事務連絡¹）及び「クラスターが複数発生している地域における積極的な検査の実施について（要請）」（令和2年11月20日付け事務連絡²）などにより、入所者や従事者に対する積極的な検査の実施をお願いしているところですが、高齢者施設等での集団感染も依然として多数発生していることを踏まえ、下記のとおり、一層の取組を推進していただきますようお願いいたします。

¹ 高齢者施設等への重点的な検査の徹底について（要請）（令和2年11月19日付け事務連絡）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000696766.pdf>

² クラスターが複数発生している地域における積極的な検査の実施について（要請）（令和2年11月20日付け事務連絡） <https://www.mhlw.go.jp/content/000697084.pdf>

記

1. 高齢者施設等に対する検査の実施状況と引き続きの徹底について

上記11月19日付け及び20日付けの事務連絡に関連して、陽性者が発生した高齢者施設等での入所者・従事者全員への原則検査や、クラスターが複数発生している地域における高齢者施設、医療機関等への積極的な検査について実施状況（12月3日まで）の報告をいただいたところです。

<参考> 高齢者施設等に対する検査実施状況の結果

11/19、11/20の事務連絡発出後から12/3までの2週間程度の実施状況を把握

- ・ 陽性者が発生した高齢者施設等で入所者・従事者全員に原則として検査を実施（214施設）
- ・ クラスターが複数発生している地域において、219の高齢者施設・医療機関等、281の飲食店等で検査を実施。

上記事務連絡の趣旨に沿って、高齢者施設等への重点的な検査に取り組んでいただいていると考えておりますが、他方で、高齢者は症状が重症化しやすく、医療提供体制への負荷の増大を防ぐ観点からも、感染防止や早期対応が一層重要であることから、引き続き、以下のとおり、新型コロナウイルス感染症に関する高齢者施設等に対する検査について、対応の再徹底をお願いいたします。

- ・ 高齢者施設等の発熱、呼吸器症状、倦怠感等の症状を呈する入所者・従事者に対する検査や、陽性者が発生した場合に当該施設の入所者及び従事者全員を原則対象とした検査が速やかに実施されるよう、取組の徹底を図ること。（11月19日付け事務連絡関係）
- ・ 感染者が多数発生している地域やクラスターが発生している地域においては、感染者が一人も発生していない施設等であっても、その期間、医療機関、高齢者施設等に勤務する者、入院・入所者全員を対象に、いわば一斉・定期的な検査の実施を行うようお願いしており（9月15日付け事務連絡³、

³ 「新型コロナウイルス感染症に関する検査体制の拡充に向けた指針」について（令和2年9月15日付け事務連絡）
<https://www.mhlw.go.jp/content/000672623.pdf>

11月16日付け事務連絡⁴)、特に直近1週間で中規模以上のクラスターが複数発生している地域では、11月20日付け事務連絡で示した優先順位も踏まえて、高齢者施設等に積極的な検査を実施することについて、取組の徹底を図ること。(11月20日付け事務連絡関係)

2. 検査の体制の確保等

- ① 高齢者施設等の入所者・従事者で発熱、呼吸器症状、倦怠感等の症状を呈する方に対する検査や、陽性者が発生した時の当該施設の入所者等への検査が速やかに受けられるよう、また、感染者が多数発生している地域等での積極的な検査が受けられるよう、体制の整備に努めていただくようお願いいたします。

体制の整備に当たっては、発熱等の場合に受診する診療・検査医療機関の体制整備のほか、衛生部局と福祉部局が連携し、例えば、各高齢者施設等の配置医師や、同一法人の医療機関、併設医療機関、協力医療機関等、施設が平時に連携している医療機関の協力及び民間の登録衛生検査所の協力を得て、検体採取・検査分析を実施できるようあらかじめ調整を行っておくことや、施設等への出張方式での検体採取の実施等も含め、保健所の逼迫を極力回避するため外部委託の最大限の活用をご検討下さい。(参考：8月7日付け事務連絡⁵)

- ② 季節性インフルエンザについては、直近(51週：12月14日～20日)では全国約5000の定点医療機関からの合計報告数は70件となっており、昨シーズンの同時期と比べて1000分の1以下と、依然として低い水準となっています。こうした状況を踏まえ、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大している地域においては、発熱患者等が医療機関を受診した際に、他の疾患の疑いが強い場合を除き、積極的にCOVID-19の検査を実施するよう、あらためて診療・検査医療機関への周知をお願いいたします。(「季節性イ

⁴ 医療機関、高齢者施設等の検査について(再周知)(令和2年11月16日付け事務連絡)

<https://www.mhlw.go.jp/content/000695267.pdf>

⁵ 高齢者施設における新型コロナウイルス感染者発生時等の検査体制について(令和2年8月7日付け事務連絡)

<https://www.mhlw.go.jp/content/000658370.pdf>

ンフルエンザと COVID-19 の検査体制について」(11月20日付け事務連絡)⁶(関係)

また、発熱患者等から COVID-19 の検査について、受診・相談センターや保健所に相談があった場合にも、上記の感染状況を踏まえ、必要な COVID-19 の検査が速やかに受けられるよう、調整を行っていただくようお願いいたします。

3. 感染防止対策の徹底、感染発生時の感染管理の徹底等

高齢者施設等への対応については、上記の検査の徹底のほか、感染の発生防止や、感染発生時の早期収束のための感染管理等も併せて重要です。

このため、厚生労働省においても、

- ・ 感染発生防止のため、感染対策のポイントをまとめた動画や手引きを活用した感染防止対策等の再徹底⁷や、感染管理認定看護師等の派遣による感染対策についての実地研修の実施⁸、「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」における感染対策に必要な物品購入支援等の引き続きの実施
- ・ 感染発生時の早期収束のための感染管理の徹底や感染症対応力向上のため、専門家派遣等による感染管理等の関連支援についての再周知⁹、感染発生時の職員不足に対応するための高齢者施設等間の応援体制構築の促進、新型コロナウイルス感染症 BCP の策定支援ガイドラインの作成・周知¹⁰などを行っているところです。

これらも踏まえつつ、都道府県等におかれては、衛生部局と福祉部局が連携し、高齢者施設等において新型コロナウイルス感染症の感染の予防、早期

⁶ 季節性インフルエンザと COVID-19 の検査体制について (令和2年11月20日付け事務連絡)

<https://www.mhlw.go.jp/content/000697220.pdf>

⁷ 高齢者施設における感染拡大防止対策の再徹底について (令和2年11月24日付け事務連絡 (介護保険主管部局宛)) <https://www.mhlw.go.jp/content/000709355.pdf>

⁸ 介護保険サービス従業者向けの感染対策に関する研修について (その3) (令和2年12月14日付け事務連絡 (介護保険主管部局宛))

<https://www.mhlw.go.jp/content/000710965.pdf>

⁹ 感染拡大に伴う入院の患者増加に対応するための医療提供体制確保について (令和2年12月25日付け事務連絡)

¹⁰ 「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」

<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/000704782.pdf>

発見・対応、発生時の早期収束に向けた感染管理等が着実に行われるよう、取組の推進をお願いいたします。

なお、陽性者が出た場合の取扱いについては、濃厚接触者に該当しない介護従事者に対して、幅広く検査を実施する場合、個別具体的な検査対象者の感染の疑いに着目して行う検査ではないため、検査対象者は、濃厚接触者として取り扱うこととはしないこと（14日間の健康観察の対象とはしない）、この場合、検査対象者は、健康観察の対象外であり、引き続き、従事可能であること等を示しておりますのでご参考下さい。（12月8日付け事務連絡¹¹）

¹¹ 医療機関、高齢者施設等の検査について（令和2年12月8日付け事務連絡）
<https://www.mhlw.go.jp/content/000703307.pdf>

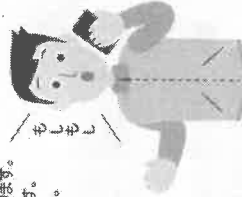
和歌山県内の人権全般・部落差別に関する相談窓口

名称	問い合わせ先	相談時間
人権ホットライン(公財)和歌山県人権啓発センター	TEL.073-421-7830 FAX.073-435-5421	月～金曜(9:00～16:00)
和歌山県企画部人権局人権政策課	TEL.073-441-2563 FAX.073-433-4540	月～金曜(9:00～17:45)
海草振興局地域振興部総務県民課	TEL.073-441-3344 FAX.073-423-9269	月～金曜(9:00～17:45)
那賀振興局地域振興部総務県民課	TEL.0736-61-0006 FAX.0736-61-0007	月～金曜(9:00～17:45)
伊都振興局地域振興部総務県民課	TEL.0736-33-4900 FAX.0736-33-4916	月～金曜(9:00～17:45)
有田振興局地域振興部総務県民課	TEL.0737-64-1257 FAX.0737-64-1256	月～金曜(9:00～17:45)
日高振興局地域振興部総務県民課	TEL.0738-24-2936 FAX.0738-24-2906	月～金曜(9:00～17:45)
西牟婁振興局地域振興部総務県民課	TEL.0739-26-7909 FAX.0739-26-7962	月～金曜(9:00～17:45)
東牟婁振興局地域振興部総務県民課	TEL.0735-21-9650 FAX.0735-21-9636	月～金曜(9:00～17:45)
法務局 常設相談所 全国統一番号	TEL.0570-003-110	月～金曜(8:30～17:15)

※全国共通の人権相談ダイヤルです。おかけになった場所の属する法務局・地方法務局になります。
※発信した地域によっては、その地域を管轄しない法務局・地方法務局で電話を受ける場合があります。
※PHS、一部のIP電話等からは利用できない場合がありますので、その場合は、下記の常設相談所へ。

常設
相談所

- 和歌山地方法務局人権擁護課 ☎073-422-5131
- 和歌山地方法務局橋本支局 ☎0736-32-0206
- 和歌山地方法務局御坊支局 ☎0738-22-0335
- 和歌山地方法務局田辺支局 ☎0739-22-0698
- 和歌山地方法務局新宮支局 ☎0735-22-2757

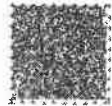


※上記のいずれの機関も、初日及び年末年始は除きます。

問い合わせ先

和歌山県 企画部 人権局 人権政策課

T640-8585 和歌山市小松原道1-1
TEL.073-441-2561 FAX.073-433-4540



和歌山県人権政策課
〒640-8585 和歌山市小松原道1-1
TEL.073-441-2561 FAX.073-433-4540

詳しくはこちら
和歌山県 部落差別解消推進条例

令和3年1月改定



部落差別 解消推進条例 を施行しました

差別のない社会に向けて



和歌山県

『和歌山県部落差別の解消の推進に関する条例』の概要

和歌山県は、部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会の実現を目指しています。

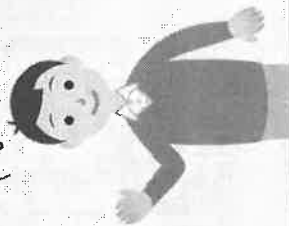
(公布・施行:令和2年3月24日)
(改正:令和2年12月24日)

なぜ、条例を制定したの？

和歌山県では、これまで様々な施策に取り組み続けてきた結果、部落差別は解消へと向かっています。しかしながら、今もなお、結婚などに際して同和地区かどうかを問う行為や、インターネット上に同和地区やその関係者を忌避・排除する書き込みなどの部落差別が発生しています。

このような状況を踏まえ、行政、県民、事業者、関係機関等が一体となって、部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会の実現することを目指して、条例を制定しました。

部落差別を
なくそう！



条例の主な内容は？

■基本理念

- 部落差別は基本的人権の侵害であり、部落差別を行ってはいけません。
- 行政、県民、事業者、関係機関等が一体となって、部落差別の解消に取り組ましましょう。



■部落差別の禁止

- インターネットを利用した部落差別を行ってはいけません。
- 結婚及び就職に際しての身元の調査による部落差別を行ってはいけません。
- 個人への誹謗中傷や落書きその他あらゆる行為により、部落差別を行ってはいけません。

■県、県民、事業者の責務を規定

- 行政、県民、事業者、関係機関等が一体となって、部落差別のない社会を実現するために定められました。

■特定電気通信役務提供者(プロバイダ)の責務を規定

- プロバイダ自身が、インターネット上に投稿された情報により、部落差別が行われていることを確認した場合は、当該情報を削除いただくことを求めています。

県はどのような取組をするの？

- 国、市町村、県民、事業者、関係機関等と連携を図りながら、部落差別の解消のための施策を行います。

<部落差別の解消のための施策>

- すべての人に部落差別に関しての理解と認識を深めていただくため、教育及び啓発を実施します。
- 部落差別に関する相談に対応します。また、部落差別に関する相談に応じるため、相談体制の充実を図ります。
- 市町村と連携して、部落差別を行った人に対し、部落差別を行わないことやインターネット上に投稿した情報を削除することを指導します。また、これに従わない場合には、勧告を行います。
- 部落差別に関する意識調査など、必要な調査を行います。



- 部落差別の解消に関して、市町村が実施する施策、並びに県民、事業者、関係機関等の取組に対し、必要な情報の提供及び助言、その他の支援を行います。

県民や事業者に求められることは？

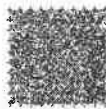
- 人権尊重の社会づくりの担い手として、部落差別の解消の推進に協力してください。

協力します！



<県民・事業者の方へ>

- 県民の皆さんは、率先して部落差別の解消のために取り組むようお願いいたします。
- 事業者の皆さんは、自社の従業員の人権意識の高揚を図るための研修などを行うようお願いいたします。
- 行政が実施する講演会や研修会、啓発活動に参加をお願いいたします。



コロナ差別相談ダイヤル

名称	問い合わせ先	相談時間
和歌山県人権政策課	TEL.073-441-2563 FAX.073-433-4540	月～金曜(9:00～17:45)

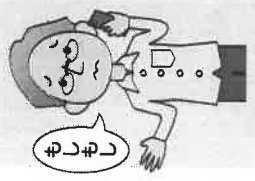
和歌山県内の人権全般に関する相談窓口

名称	問い合わせ先	相談時間
人権ホットライン(公財)和歌山県人権啓発センター1	TEL.073-421-7830 FAX.073-435-5421	月～金曜(9:00～16:00)
海草振興局地域振興部総務県民課	TEL.073-441-3344 FAX.073-423-9269	月～金曜(9:00～17:45)
那賀振興局地域振興部総務県民課	TEL.0736-61-0006 FAX.0736-61-0007	月～金曜(9:00～17:45)
伊都振興局地域振興部総務県民課	TEL.0736-33-4900 FAX.0736-33-4916	月～金曜(9:00～17:45)
有田振興局地域振興部総務県民課	TEL.0737-64-1257 FAX.0737-64-1256	月～金曜(9:00～17:45)
日高振興局地域振興部総務県民課	TEL.0738-24-2936 FAX.0738-24-2906	月～金曜(9:00～17:45)
西牟婁振興局地域振興部総務県民課	TEL.0739-26-7909 FAX.0739-26-7962	月～金曜(9:00～17:45)
東牟婁振興局地域振興部総務県民課	TEL.0735-21-9650 FAX.0735-21-9636	月～金曜(9:00～17:45)
法務局 常設相談所 全国統一番号	TEL.0570-003-110	月～金曜(8:30～17:15)

※全国共通の人権相談ダイヤルです。おかけになった場所の最寄りの法務局・地方自治体法務局・地方自治体法務局に繋がります。
 ※発信した地域によっては、その地域を管轄しない法務局・地方自治体法務局で電話を受ける場合があります。
 ※PHS、一部のIP電話等からは利用できない場合がありますので、その場合は、下記の常設相談所へ。

- 常設相談所**
- 和歌山地方自治体法務局人権擁護課 ☎073-422-5131
 - 和歌山地方自治体法務局構本支局 ☎0736-32-0206
 - 和歌山地方自治体法務局御坊支局 ☎0738-22-0335
 - 和歌山地方自治体法務局田辺支局 ☎0739-22-0698
 - 和歌山地方自治体法務局新宮支局 ☎0735-22-2757

※上記のいずれの機関も、祝日及び年末年始は除きます。



もしも

相談させていただきます!

悩むまじりで

問い合わせ先

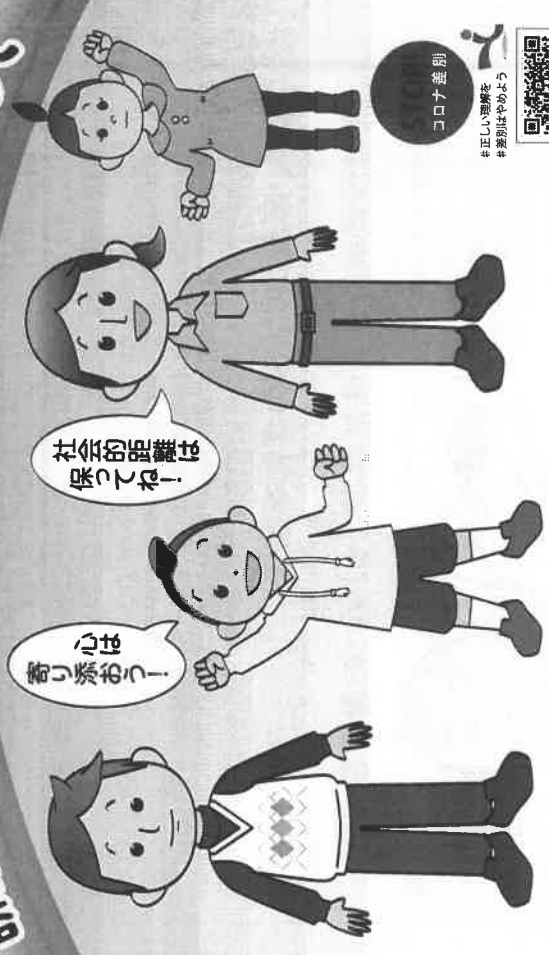
和歌山県 企画部 人権局 人権政策課
 〒640-8585 和歌山市小松原通1-1
 TEL.073-441-2561 FAX.073-433-4540

詳しくはこちら
 和歌山県 新型コロナ差別相談ダイヤル



新型コロナ 誹謗中傷対策条例 を施行しました

誹謗中傷が行われない社会の実現を目指して



コロナ差別
 #正しい距離を
 #差別はやめよう



知覧メッセージ動画を
ご覧ください。

『和歌山県新型コロナウイルス感染症に係る誹謗中傷等対策に関する条例』の概要

(公布・施行:令和2年12月24日)

和歌山県は、新型コロナウイルス感染症に係る誹謗中傷等が行われない社会の実現を目指しています。

なぜ、条例を制定したの？

本県においても、新型コロナウイルスに対する不安やおそれから、新型コロナウイルス感染症の感染者やその家族、医療従事者などへの誹謗(ひぼう)中傷や風評被害、SNS等による感染者などの特定といった被害が発生しています。このような状況を踏まえ、行政、県民、事業者等が連携を図りながら、誹謗中傷等が行われない社会の実現を目指すために、「和歌山県新型コロナウイルス感染症に係る誹謗中傷等対策に関する条例」を制定しました。



条例の主な内容は？

■ 誹謗中傷等の禁止

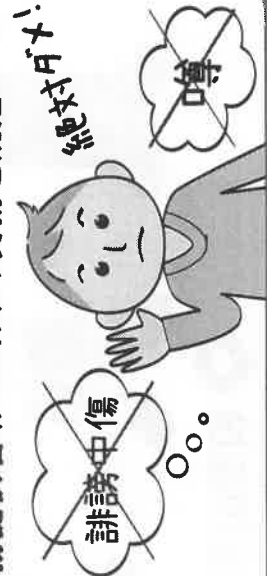
- インターネット上の投稿や発言、落書きなどあらゆる方法により、
- 新型コロナウイルス感染症に感染したこと又はそれがあること、
- 新型コロナウイルス感染症の感染防止策を適切に講じていないことを理由に、その内容が事実か否かに関係なく、誹謗中傷を行ったり、不当に名誉を毀損したり、本人の同意を得ることなく公表されたいい情報を不当に公表したりする行為を行ってはいけません。

■ 県、県民、事業者の責務を規定

誹謗中傷等が行われない社会を実現するために、県、県民、事業者が取り組むべきことを定めました。

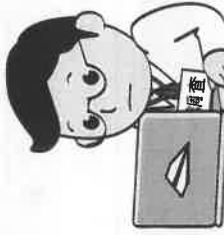
■ 特定電気通信役務提供者(プロバイダ)の責務を規定

インターネット上に投稿された誹謗中傷等の情報を削除することができるのは、投稿した本人又はプロバイダに限定され、誹謗中傷等の情報の拡散防止を図るために、プロバイダが取り組むべきことを定めました。



県はどのような取組をするの？

- 国、市町村、県民、事業者等との連携を図りながら、誹謗中傷等の実態の把握と、誹謗中傷等をなくすための施策を行います。



「誹謗中傷の調査中」

《誹謗中傷等をなくすための施策》

- すべての人が新型コロナウイルス感染症についての理解を深め、正しい認識を持っていただくために、教育及び啓発を実施します。
- 誹謗中傷等にあわれた方からの相談に応じます。また、誹謗中傷等に関する相談に対応するため、相談体制の充実を図ります。
- 市町村と連携して、誹謗中傷等を行った人に対し、誹謗中傷等を行わないことやインターネット上に投稿した情報を削除することを指導します。また、これに従わない場合には、勧告を行います。

- 誹謗中傷等をなくすために、市町村が実施する施策、並びに県民、事業者等の取組に対し、必要な情報の提供及び助言、その他の支援を行います。

県民や事業者に求められていることは？

- 人権尊重の社会づくりの担い手として、誹謗中傷等が行われない社会の実現にご協力ください。

《県民・事業者の方へ》

- 県民の皆さんは、不確かな情報や根拠のない噂(うわさ)に惑わされることなく、県や市町村などの正しい情報に基づき、人権に配慮した行動をお願いします。
- 事業者の皆さんは、自社の従業員が誹謗中傷等を行わないための研修などをお願いします。
- 行政が実施する講演会や研修会、啓発活動に積極的な参加をお願いします。



正しく理解して、誹謗中傷のない社会を！

